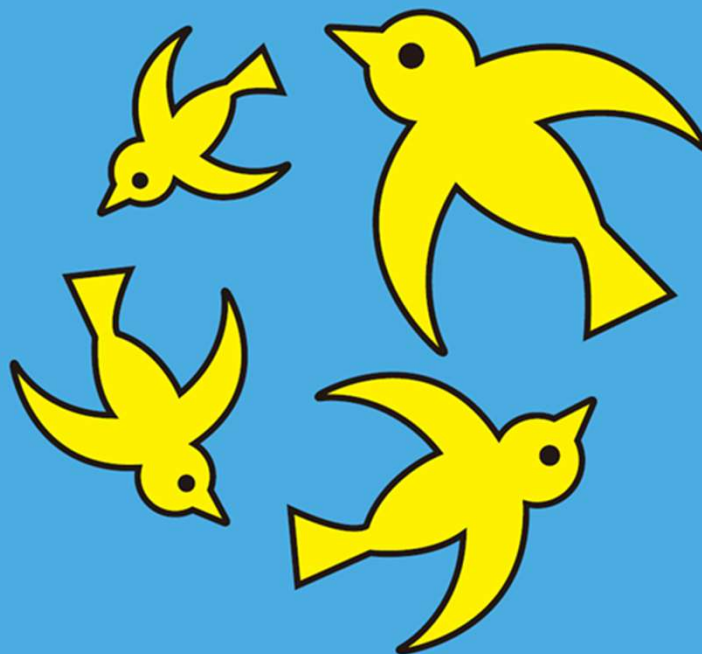


新しい学習指導要領

生きる力

学びの、その先へ



学習指導要領の実施等について

文部科学省初等中等教育局教育課程課



文部科学省



学習指導要領について



学習指導要領改訂の考え方



新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「**社会に開かれた教育課程**」の実現

各学校における「**カリキュラム・マネジメント**」の実現

何を学ぶか

どのように学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化，高校の新科目「公共」の
新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し，目標や内容を構造
的に示す

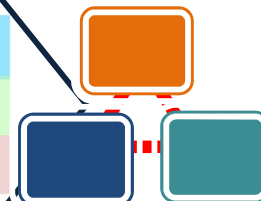
学習内容の削減は行わない※

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・
ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習
得など，新しい時代に求
められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず，質
の高い理解を図るための
学習過程の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び



※高校教育については，些末な事実に知識の暗記が大学入学選抜で問われることが課題になっており，
そうした点を克服するため，重要用語の整理等を含めた高大接続改革を進める。

主体的・対話的で深い学びの実現(「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善)について(イメージ)



「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的(アクティブ)に学び続けるようにする。

【主体的な学び】の視点

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。



主体的な学び
対話的な学び
深い学び

学びを人生や社会に
生かそうとする
**学びに向かう力・
人間性等の涵養**

生きて働く
知識・技能の
習得

未知の状況にも
対応できる
思考力・判断力・表現力
等の育成



【対話的な学び】の視点

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。



【深い学び】の視点

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。



感染症や災害等の非常時にやむを得ず学校に
登校できない児童生徒に対する学習指導について



感染症や災害等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について (令和3年2月19日初等中等教育局長通知)

対象

感染症・災害等の非常時に、臨時休業・出席停止等※によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒

感染症：学校保健安全法第19条による出席停止、第20条による臨時休業の対象となる感染症の予防

災害等：学校教育法施行規則第63条に規定する非常変災その他急迫の事情

※非常変災等児童生徒・保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合を含む

平常時

・学校教育は教師と児童生徒との関わり合いや児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われるものであることを踏まえ、平常時から**非常時を想定した備え**をしておく

・非常時にも学習を継続できるよう **ICT環境を整備**

非常時

- ・まずは可能な限り感染リスク低減・安全確保をした上で、**児童生徒が登校して学習できるようにすることが重要**
- ・**感染症・災害等の状況に応じて**、地域・学校・児童生徒の実情等を踏まえながら、**学校において必要な措置を講じる**
- ・特に**一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合**などには、指導計画等を踏まえた教師による**学習指導と学習状況の把握**を行う

＜自宅等における学習の取扱い＞

- ・教師が日々状況を把握し、児童生徒の学習改善や教師の指導改善に生かすことが重要
- ・自宅等における学習状況・成果を**学習評価に反映可能**
- ・教師による学習指導が一定の要件を満たしており、学習状況・成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再指導不要と校長が判断した場合、**再度学校における対面指導で取り扱わないことが可能**

* 一部の児童生徒への学習内容の定着が不十分な場合、別途、個別に補習等を実施

＜指導要録上の取扱い＞

- ・「**欠席日数**」としては**記録しない**
- ・以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導を実施したと校長が認める場合、「**オンラインを活用した特例の授業**」として指導要録に記録
 - ①**同時双方向型**のオンラインを活用した学習指導
 - ②**課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童生徒同士の意見交換**をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）
- ・**非常時のやむを得ない場合の対応**であり、**登校再開後の学習への円滑な接続に資するよう行われることが重要**
- ・令和3年4月1日から実施（特段の事情がある場合はこの限りでない）

登校再開後

- ・対面により学習状況を把握し、必要に応じて、**補充授業や補習等を実施**
- ・非常時に臨時休業を行い、標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合、そのことのみをもって法令違反とはならない
- ・各学年の課程の修了・卒業の認定は弾力的に対処し、**進級・進学等に不利益が生じないよう配慮**

(参考) 中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」(令和3年1月26日) (抄)

「感染症や自然災害等により、臨時休業等が行われるなど、児童生徒等がやむを得ず登校できない場合においても、……児童生徒等の学びの保障を着実に実施するために、制度的な措置等について検討・整理することが必要である。」

(参考) 規制改革推進会議「当面の規制改革の実施事項」(令和2年12月22日) (抄)

「災害を含めた非常時に、……対面授業に相当する効果が得られるとされる状況であれば、オンラインを活用した教育を実施した場合に、特例の授業として認める。」

学校における新型コロナウイルス感染症下における登校の取扱い

基本的な考え方

学校教育は、教師から児童生徒への対面指導、児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われるもの

◆ やむを得ず学校に登校できない児童生徒の出欠の取扱い

対学級単位以上の集団

対個人

	学校や学年が臨時休業となった場合	分散登校などにより学年の一部が登校する場合	児童生徒の感染が判明した場合 (保健所により濃厚接触者に特定された場合等も含む)	校長が出席を要さない日と判断した場合 (感染不安で登校しないことについて校長が合理的な理由があると判断する場合を含む)
根拠	学校保健安全法第20条に基づく設置者による臨時休業	学校保健安全法第20条に基づく設置者による臨時休業等 例) 学級閉鎖、学級を2グループに分けて登校 (持続的な学校運営のためのガイドライン)	学校保健安全法第19条に基づく校長による出席停止	持続的な学校運営のためのガイドラインを踏まえた校長による措置
出欠の記録	「授業日数」には含まれない	「授業日数」には含まれるが「出席停止・忌引き等の日数」として記録		

「出席しなければならない日数」に含まれない
＝進級や入試において影響なし

対応①

当面の高校・大学入試等で、調査書の記載により不利益に取り扱われないよう要請を徹底

- ・高校入試等
各実施者に、調査書の出席日数などの記載により入試で不利益に取り扱われないよう通知済（9/10）。
※ 調査書について、大学入学者選抜における取組を参考にして、特段の配慮を行うことを通知済（10/1）。
- ・大学入試
調査書の出席日数等の記載により不利益を被らせないことを、令和4年度大学入学者選抜の基本的事項として規定。
各高等学校等に、今後作成する調査書の「出席停止・忌引き等の日数」等を記入しないよう要請（10/1）

対応②

オンラインを活用した学習指導の記録に関する指導要録上の対応

- ・指導要録の「出欠の記録」の「備考」にオンラインを活用した学習指導を受けた日数を記載する旨を周知（10/1）
→指導要録の「出欠の記録」の「備考欄」に記録した場合、大学入試調査書にも反映することができる

<記載イメージ>

出欠の記録					
区分	授業日数	出席停止・ 忌引き等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数
学年					
1	200	10	190	0	190
「オンラインを活用した特例の授業」8 (略)					

- ・指導要録の「出席停止・忌引き等の日数」の欄の名称について、設置者等の判断で変更できる旨を明確化し周知（10/22）

対応③

校長が合理的な理由を判断する際の観点の明確化

- ・学校における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&Aに、校長が「出席停止・忌引き等の日数」として記録する際の合理的な理由の判断に当たって、感染力の強い変異株がまん延している状況に加え、高齢者や基礎疾患のある方がいるなどの家庭・家族の状況、地域の医療体制のひっ迫の程度等を踏まえることを追記（10/1）

【参考】不登校児童生徒の取扱い

不登校児童生徒は、特に措置がなければ「出席しなければならない日数」に対する欠席となることを前提として、ICT等を活用した学習活動について学校として評価するため、一定の要件の下、欠席ではなく出席扱いとするもの。



新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業期間中の学習指導等に関する調査＜結果＞

新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業期間中の 学習指導等に関する調査＜結果＞

令和4年3月18日
文部科学省初等中等教育局
教育課程課

調査概要

◆ 調査対象期間

令和4年1月11日（火）～2月16日（水）

◆ 調査対象学校

調査対象期間において、学校全体の臨時休業、学年閉鎖及び学級閉鎖により特定の学級が土日祝日等を除いて連続5日間以上休業している学校

◆ 臨時休業期間中の学習指導等に関する調査項目

＜幼稚園＞

- ① 電話を活用した情報提供や情報共有（以下「①電話の活用」という。）
- ② お便りやプリント（幼児向けの教材を含む。）の配布、郵送等による情報提供や情報共有（以下「②お便りやプリントの活用」という。）
- ③ メール・アプリケーションや園ホームページ等を活用した一方向型の情報提供や情報共有（以下「③メールやホームページの活用」という。）
- ④ 同時双方向型のオンライン接続を通じた家庭からの相談や幼児との会話等による情報提供や情報共有（以下「④同時双方向型のオンライン接続」という。）
- ⑤ その他の家庭とのコミュニケーション等に関する取組（以下「⑤その他」という。）
- ⑥ 家庭とのコミュニケーション等に関する取組を何も行っていない（以下「⑥何も行っていない」という。）

＜小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校＞

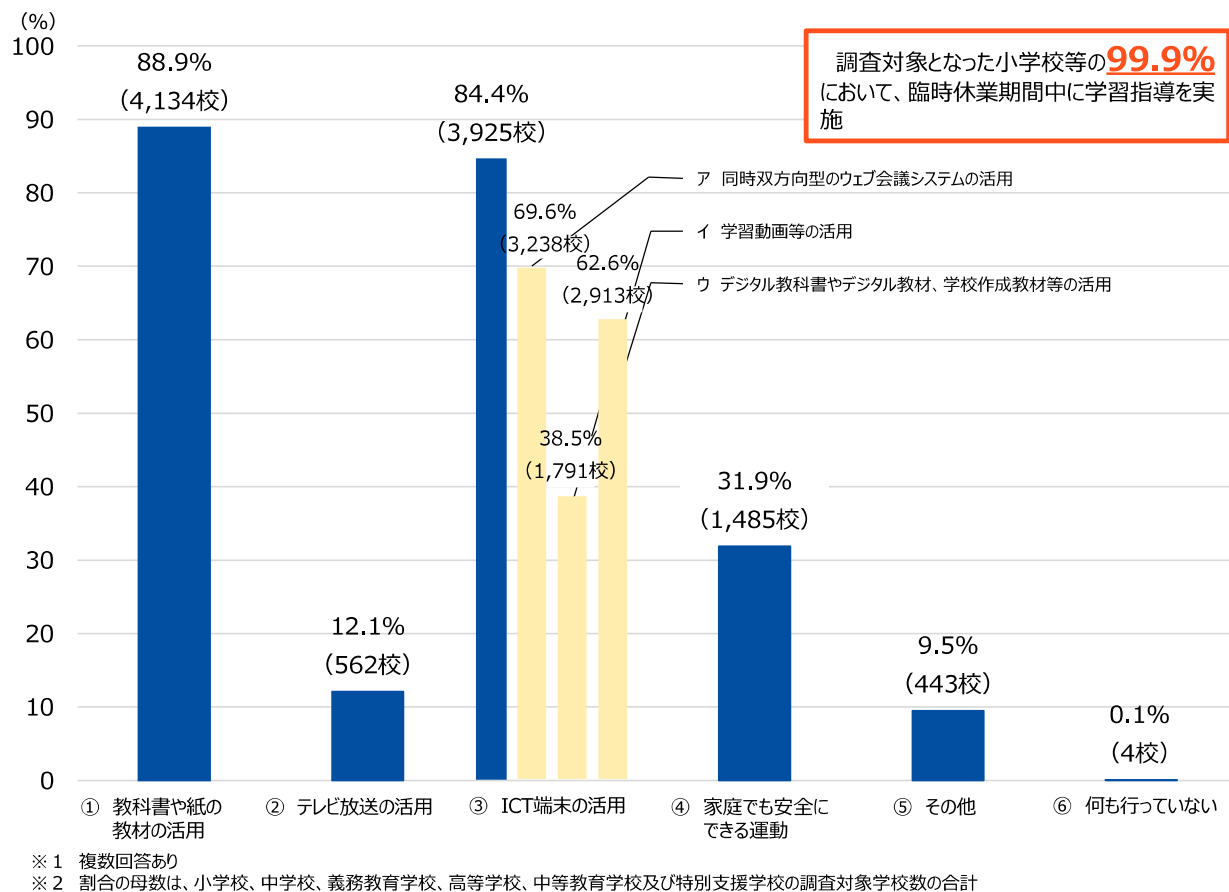
- ① 教科書や紙の教材を活用した学習指導（以下「①教科書や紙の教材の活用」という。）
- ② テレビ放送を活用した学習指導（以下「②テレビ放送の活用」という。）
- ③ ICT端末を活用した学習指導（高等学校等においては私用のスマートフォン等を含む。）（以下「③ICT端末の活用」という。）
- ア 同時双方向型のウェブ会議システムを活用した学習指導（以下「ア 同時双方向型のウェブ会議システムの活用」という。）
- イ 学習動画等を活用した学習指導（以下「イ 学習動画等の活用」という。）
- ウ デジタル教科書やデジタル教材、学校作成教材などを活用した学習指導（以下「ウ デジタル教科書やデジタル教材、学校作成教材等の活用」という。）
- ④ 家庭でも安全に行うことができる運動（以下「④ 家庭でも安全にできる運動」という。）
- ⑤ その他の学習指導に関する取組（以下「⑤ その他」という。）
- ⑥ 学習指導は何も行っていない（以下「⑥何も行っていない」という。）

1. 特定の学級が土日祝日等を除いて連続5日間以上休業を行った学校について

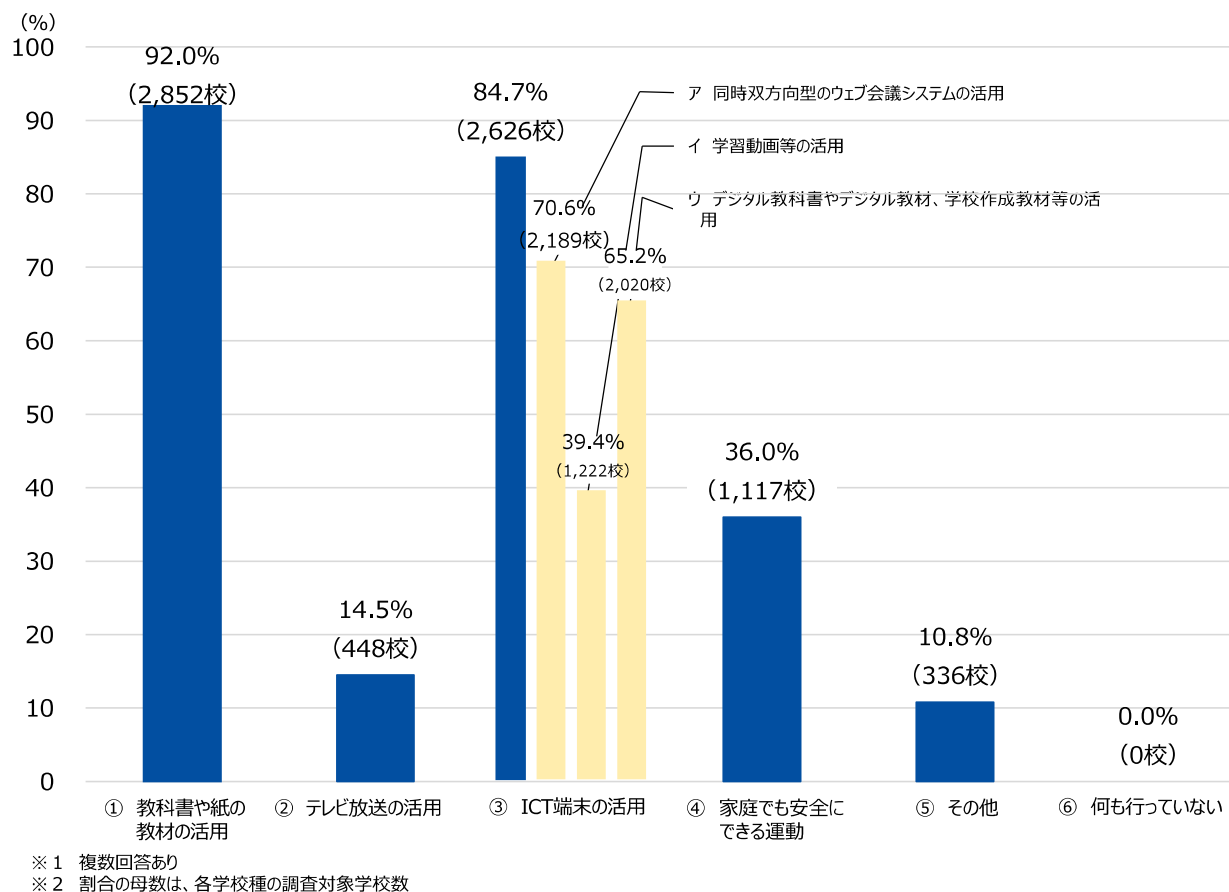
幼稚園	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
150校	3,099校	959校	28校	450校	1校	115校	4,802校

2. 調査対象学校における学習指導等の状況について

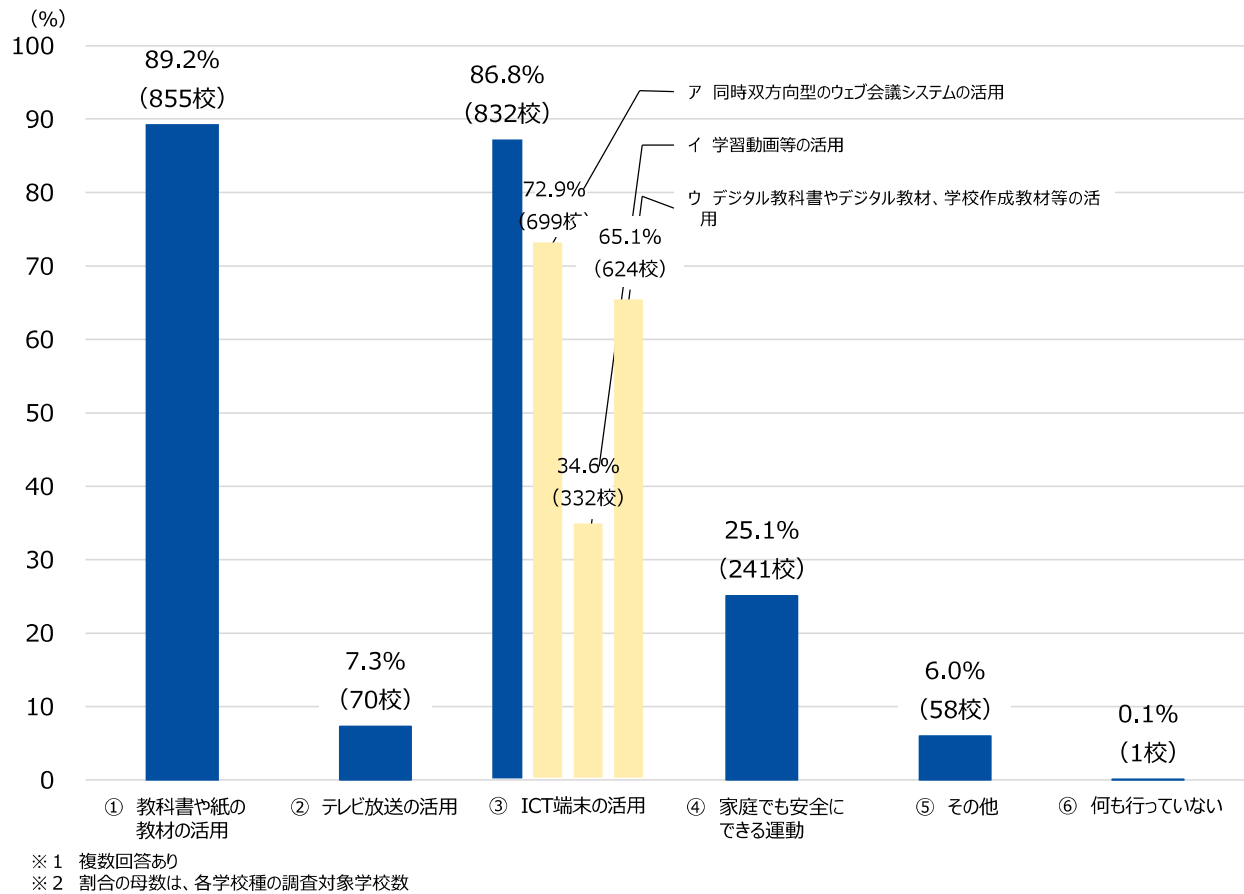
(1) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 合計 (4,652校)



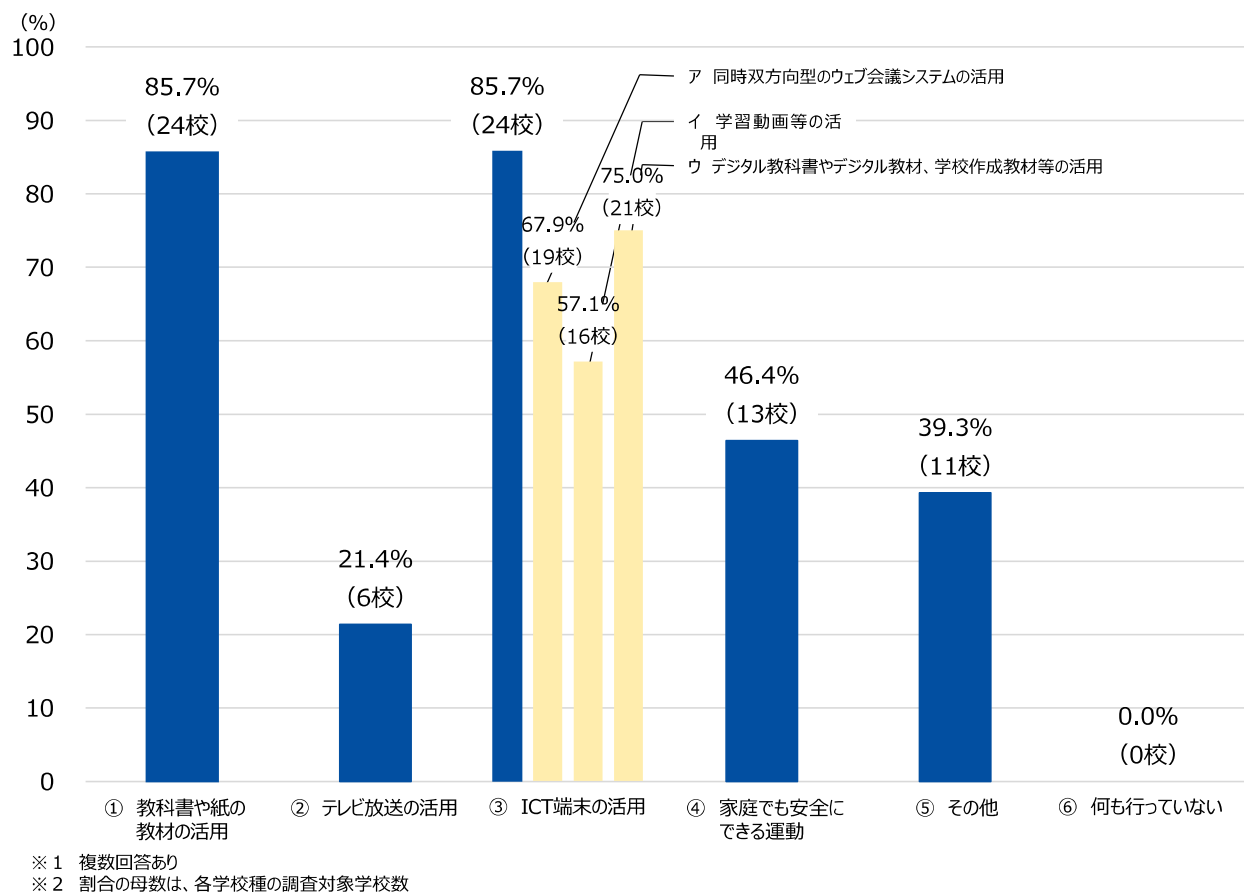
① 小学校 (3,099校)



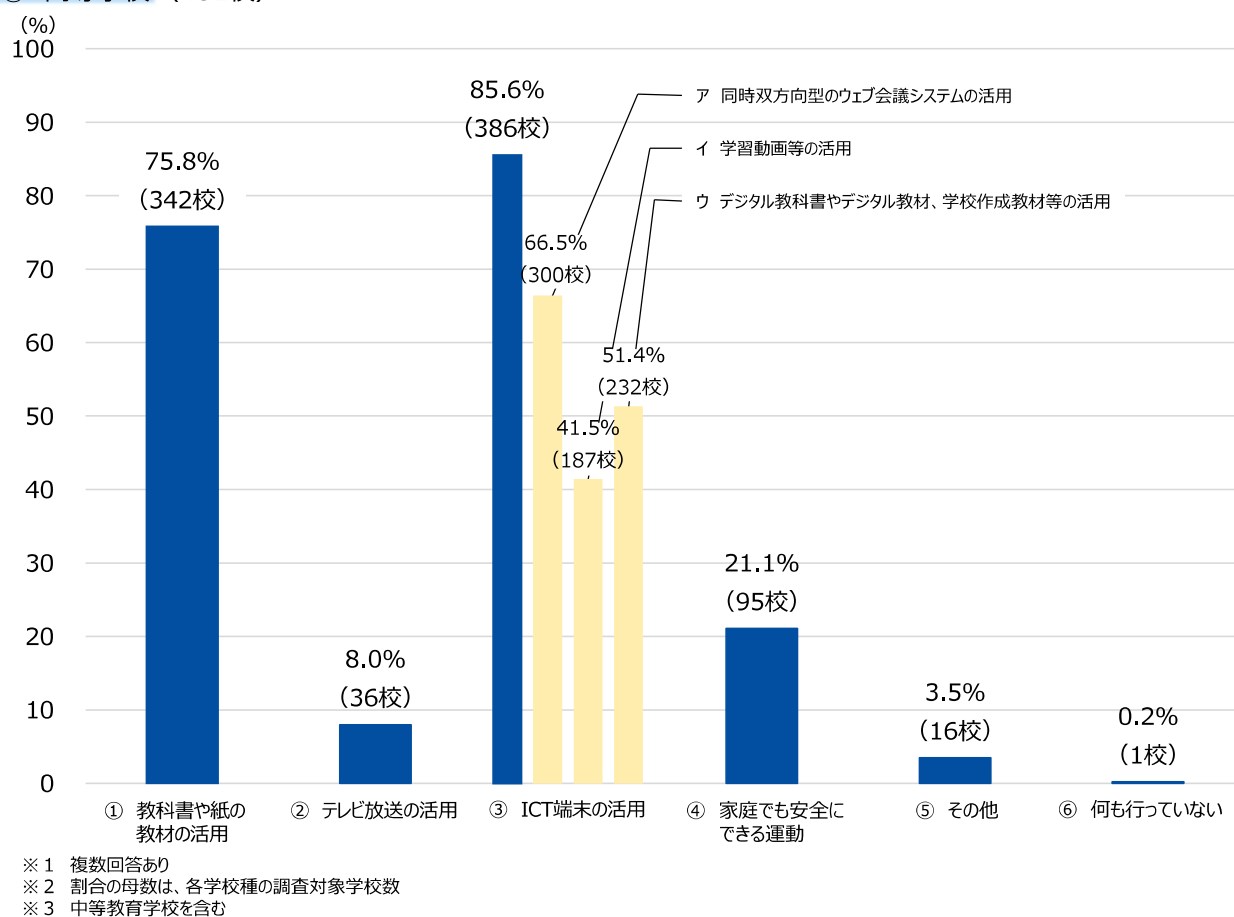
② 中学校（959校）



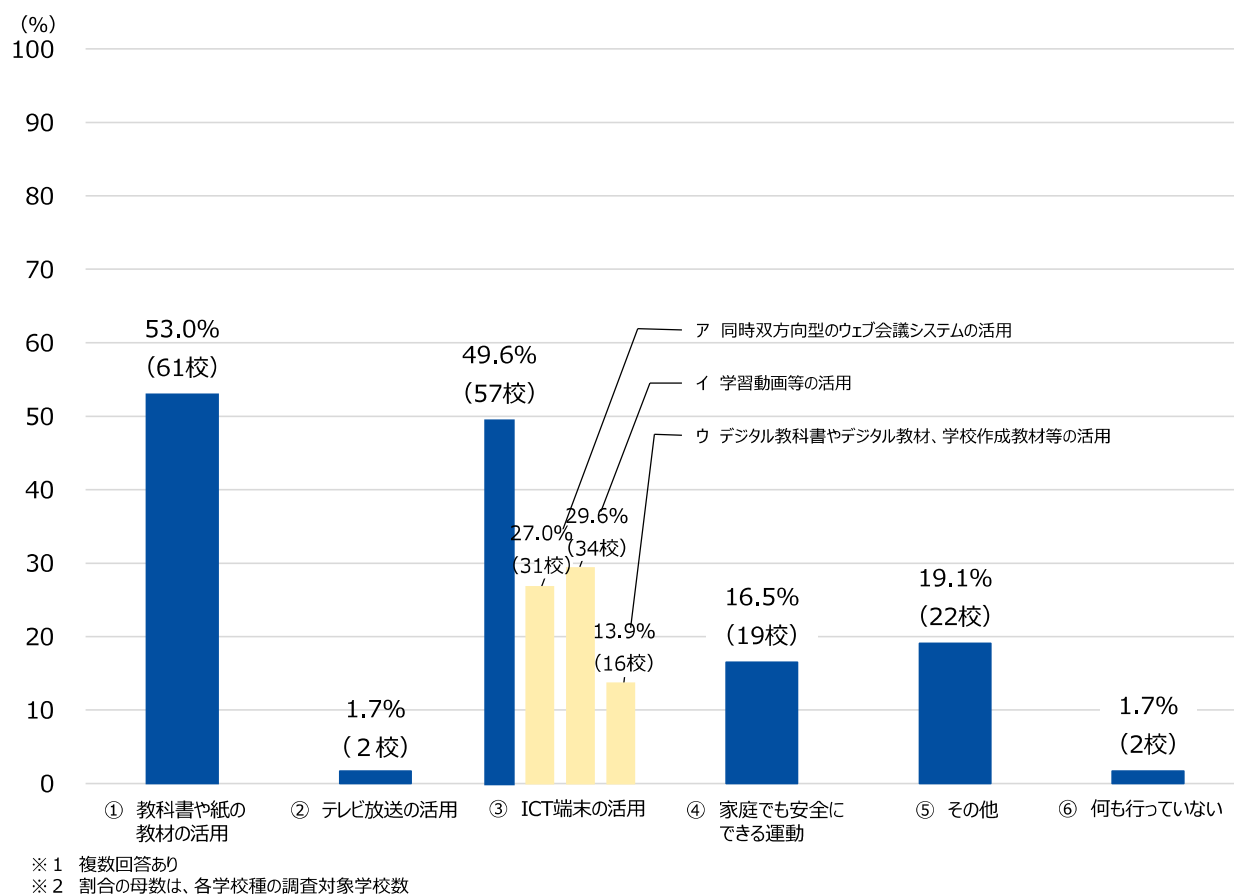
③ 義務教育学校（28校）



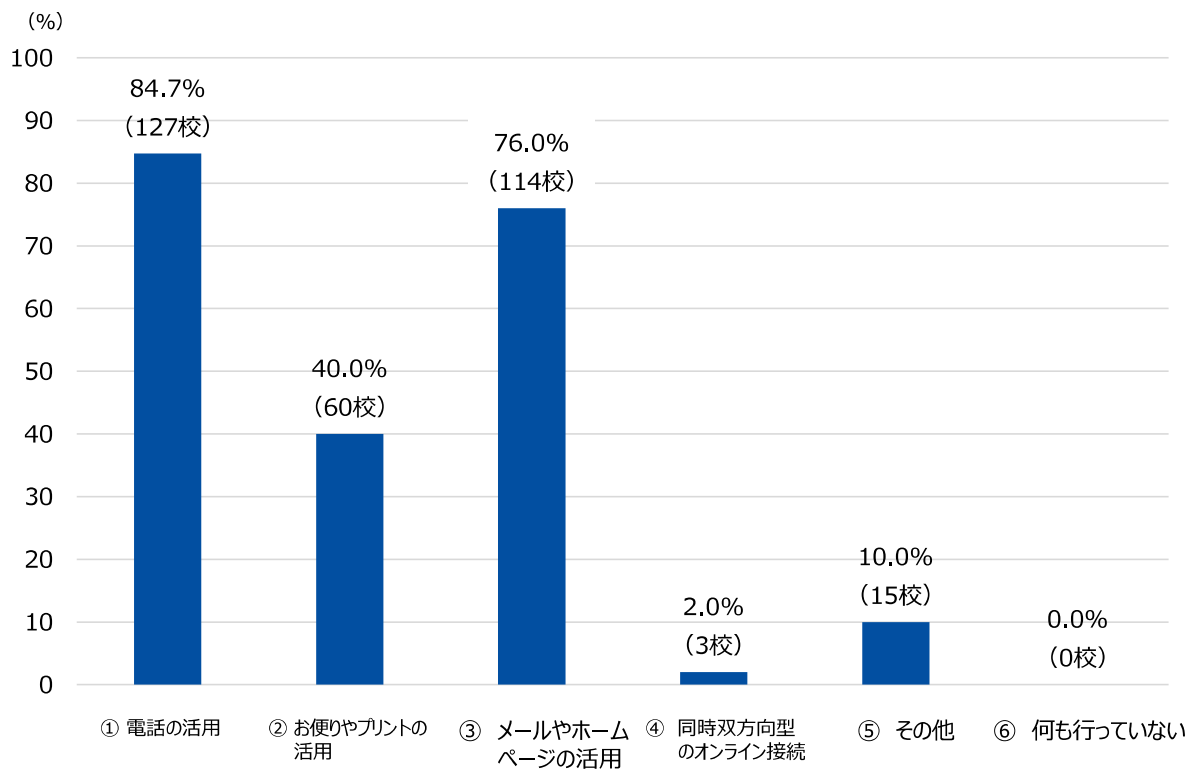
④ 高等学校（451校）



⑤ 特別支援学校（115校）



(2) 幼稚園 (150校)



※1 複数回答あり

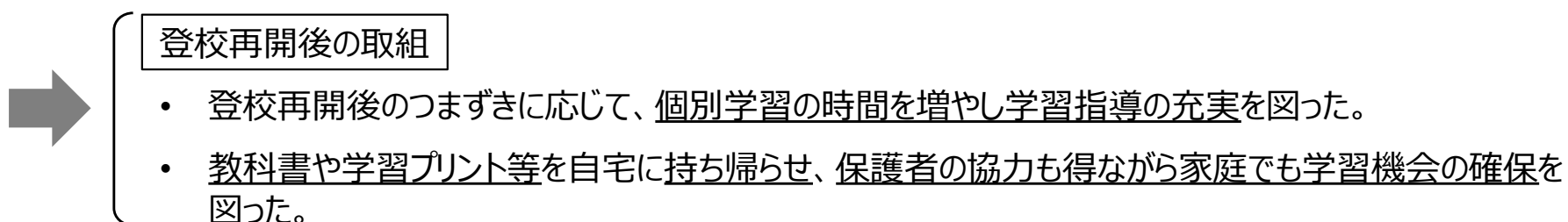
※2 割合の母数は、各学校種の調査対象学校数

(3) その他の学習指導等に計上された主な取組

- 自宅での学習が難しい児童生徒を登校させた上で指導
- 読書や音読
- 合唱やリコーダー、鍵盤ハーモニカの練習
- (家庭科や生活科の学習の一環として) 掃除や洗濯、料理等の家事
- 作品制作や登校再開後の作品制作のためのアイデアスケッチや素材探し

(4) 学習指導等の取組を何も行っていない場合の主な理由

- 少人数の学級において、生徒及び担任が感染し、ともに体調不良であったため。
- ほとんどの教職員も濃厚接触者に特定されてしまい、自宅待機となってしまったため。





令和3年度道德教育実施状況調査〈結果〉

令和3年度道德教育実施状況調査について

1. 調査の趣旨・目的

- 道德教育の実施状況に関する調査は、従来から概ね5年ごとに悉皆調査で実施（直近は平成24年）。
- 平成27年3月の学習指導要領の一部改正により、小学校は平成30年度、中学校は令和元年度より「特別の教科 道德」（道德科）が全面実施され、「考え、議論する道德」へと質的転換を図ってきているところ。
- 本調査は、道德の教科化後に初めて実施する調査。改正学習指導要領に基づく道德教育の全国的な取組状況を把握することで、現状における課題を明らかにし、今後の道德教育の改善・充実を図るために必要な知見を得ることを目的とする。

※当初は令和2年度の実施を予定していたが、コロナ禍の影響により延期していたもの。

2. 調査方法・対象

- 民間業者に委託してオンライン調査として実施（事務負担を最小化）。
- 学校対象調査は抽出（無作為抽出により小学校1,197校、中学校1,144校）、教育委員会対象調査は悉皆。

3. 調査項目の構成

（学校対象調査）

- A 学校の教育活動全体を通じて行う「道德教育」について
 - ・全体計画作成上の留意点
 - ・道德教育の充実に向けた取組
 - ・道德教育を推進する上での課題
- B 道德教育の要となる「特別の教科 道德」について
 - ・年間指導計画の活用のための工夫
 - ・道德科の評価における工夫
 - ・道德科の授業を実施する上での課題
 - ・道德科の評価を行う上での課題

C 道德科を含む道德教育の充実について（学校の体制等）

- ・校内研修の実施状況
- ・道德教育推進教師の取組内容
- ・道德教育の充実に向けて参考としている情報
- ・道德の「特別の教科化」を受けた変化

（教育委員会対象調査）

- ・道德教育の充実に向けた取組
- ・道德教育の更なる充実に向けた課題
- ・課題の解消に向けて自治体だけでは対応が困難な取組
- ・道德の「特別の教科化」を受けた変化

令和3年度道徳教育実施状況調査(調査結果のポイント)

◇「特別の教科」化による変化と課題認識

- 道徳の「特別の教科」化を受けた変化に係る学校・教育委員会の認識を踏まえ調査結果を総括的に捉えると、「特別の教科」化が目指した道徳教育の量的確保の面で確実に定着。「考え、議論する道徳」への質的転換の面でも、以下に見られるような課題はありつつ、不断の授業改善、評価の改善により取組は着実に進展。

(道徳科の授業改善)

- 学校・教育委員会ともに一層の授業改善が更なる充実に向けた最も大きな課題との認識
- 「特別の教科」化で求められる授業ができていないということではなく、道徳教育に対する教師や学校の意識の高まりから、更なる指導力向上を模索

(道徳科の評価の工夫)

- 「評価することで、児童生徒の成長が把握でき、指導の効果が実感できるようになった」との肯定的回答の一方で、「評価の妥当性や信頼性の担保」等に課題認識
- 学習成果等の記録物のほか授業での発言・表情等にも着目したり、学級担任以外の教師とも協力して多面的・多角的に評価したりするなど、様々な方法を組み合わせて学習状況や道徳性に係る成長の様子を見取ることが重要

(諸計画の作成・活用)

- 全体計画の別葉の作成と活用、諸計画を評価・改善していくための手立てに改善の余地。各学校や児童生徒の実態に応じたものとなるよう十分留意する必要

(指導体制と研修の充実)

- 学校種の特性を踏まえ実働する機能的な指導体制の構築を図ること、道徳教育推進教師の役割を踏まえた校務分掌の調整、学校管理職のリーダーシップが重要
- コロナ禍の制約や働き方改革、デジタル化の進展を踏まえ、ICTの効果的活用による研修方法等の工夫が有効

(家庭・地域社会との連携)

- コロナ禍の制約も推察されるが、学校管理職のマネジメントの下で道徳教育推進教師が中心となり、まずは情報発信を進めることが連携の端緒

◇今後の充実に向けた国の取組への示唆

- 道徳科の授業改善、指導力の向上、そのための研修機会等の充実は喫緊の課題。オンラインでの研修動画、優れた授業実践の共有など、国・地方の連携の下、実践的知見の見える化・共有化を進めることが効果的。
- NITSの研修・動画や、「道徳教育アーカイブ」はじめ文科省・教育委員会のホームページ掲載情報について、相互連携により認知度向上と活用促進、そのためにもコンテンツの更なる拡充を図る必要。